

キャンプ場新料金（案）及び手ぶらキャンプ導入事業等に関する

パブリックコメント募集要領

令和2年4月からの両キャンプ場のごみ収集に伴うキャンプ場新料金（案）・両キャンプ場で新たに始める手ぶらキャンプ事業等に対するパブリックコメントの募集手続きについて、以下のとおりといたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

キャンプ場新料金（案）・手ぶらキャンプ事業（案）等

2. 公表する資料

- ① キャンプ場新料金(案)及び手ぶらキャンプ導入事業（案）等
- ② 新料金表(案)

3. 資料の閲覧方法等

- ① 広報あびら 1月号
- ② 安平町ホームページ
- ③ 安平町役場建設課土木・公園グループ窓口

※ 詳細な資料をご覧になりたい方は、安平町役場建設課土木・公園グループへご連絡ください。【電話：0145-29-7075】

4. 意見の提出方法及び場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

- ① 持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・ 総合庁舎（早来） 建設課土木・公園グループ
 - ・ 総合支所（追分） 最寄りの窓口に提出し、建設課土木・公園グループ送付するよう職員にお伝えください。
- ② 郵送：安平町役場建設課土木・公園グループへ郵送
- ③ ファクシミリ：0145-22-3006
- ④ 電子メール：kouen-kanri@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和2年1月10日（金）～令和2年1月31日（金） 17時15分まで

- ① 持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ② 郵送の場合：1月31日（金）付けの消印まで有効
- ③ ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）
ただし、募集期間の締切日は、17時15分までとなります。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ① 町内に居住又は通勤・通学している方
- ② 町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、安平町ホームページ及び安平町役場建設課土木・公園グループにおいて公表します。(町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載する予定です。)

8. その他

- ① ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、ご住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ② 募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先（担当課）

〒059-1595

安平町早来大町 95 番地

安平町役場建設課土木・公園グループ

電話：0145-29-7075 FAX：0145-22-3006

E-mail：kouen-kanri@town.abira.lg.jp